

報告第3号

専決処分の報告（高額医療合算介護サービス費未支給の和解及び損害賠償）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和8年4月24日提出

読谷村長 伊 波 篤

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり高額医療合算介護サービス費未支給の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

- 1 相手方 
- 2 損害賠償額 91,847円
- 3 概要 別紙のとおり

令和8年3月18日

読谷村長 伊波 篤

合意書

令和 8 年 3 月 18 日

(甲) 住所 読谷村字座喜味 2901 番地 1

(乙) 住所

氏名 読谷村長 伊波 篤

那覇市

氏名

読谷村を甲、 を乙として、高額介護合算療養費支給に係る事務処理の誤りによる損害の賠償について、以下のとおり合意する。

(損害賠償の内容)

支払を受ける者 (乙)	氏名	
	住所	那覇市
総支給額		91,847 円
遅延損害金の算定期間は令和 4 年 4 月 30 日～令和 8 年 4 月 24 日とする		
内訳		
高額医療合算介護サービス費 82,031 円		
遅延損害金 ①+②=9,816 円		
令和 4 年 4 月 30 日～令和 8 年 4 月 24 日 法定利率 3%		
$58,913 \text{ 円} \times 1,456 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \times 3 \div 100 = 7,050 \text{ 円}$ ①		
令和 4 年 4 月 30 日～令和 8 年 4 月 24 日 法定利率 3%		
$23,118 \text{ 円} \times 1,456 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \times 3 \div 100 = 2,766 \text{ 円}$ ②		

1. 甲は乙に対し、損害賠償金として 金 91,847 円を支払う。
2. 甲は乙に対し、前項の金員を下記指定口座宛に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

金融機関名		店名	
普通預金	店番号	口座番号	
口座名義人		(フリガナ)	

3. 上記により本件による支払は一切解決済みとし、本件に関し、今後いかなる事情が生じても双方もしくは、その関係者は一切の異議を申立て、請求をしない。